

令和 2 年度 日本医師会事業計画

令和の時代における医療の大命題は、人生 100 年時代を迎えるなかで、いかに明るい健康長寿社会を作り上げていくかである。

そのため、これまでの治療主体の医療から、人々の健康づくりに貢献し、人生に寄り添う医療へと転換するなかで、切れ目のない全世代型の社会保障を推進していく。

その基盤となる地域医療体制の強化に向けては、65 歳以上の人口がピークとなる 2040 年を見据えながら、地域医療構想の実現をはじめ、医師を中心とした医療従事者の働き方改革と、実効性のある医師偏在対策をそれぞれ着実に推進していく。

昨年施行した成育基本法の理念に則り、安心して産み育てられる社会の実現を目指し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進していく。

「必要にして適切な医療を現物給付する」という国民皆保険の理念の下、社会保障制度の安定性と持続可能性を高めていくための取組と、必要な財源確保に努めていく。その際、医療が社会的共通資本であること、その管理・維持にあたる団体が日本医師会であることを主張しながら、社会保障の機能強化を進める施策について広く提言していく。

人口減少や高齢化の進展、グローバル経済の影響などにより、わが国が抱える今日的課題については、デジタル化を原動力とした「Society 5.0」の実現を通じた解決が期待されており、医療もその例外ではない。日本医師会は、科学を超えた人間性尊重の念を核に、真に人間中心の社会が形成されるよう、医学における最先端技術・研究成果の社会実装を、スピード感をもって主導していく。

また、国民との対話を通じて、人生 100 年時代に期待される「かかりつけ医」と医師会の役割を探求していくなかで、ACP の普及や国民のヘルス

リテラシーを高めていくとともに、かかりつけ医機能の向上と医師会組織のさらなる強化にも取り組む。

そして、これらの成果をベストプラクティスとして世界医師会等を通じて共有することで、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進し、世界中の人々の幸福の実現に貢献していく。

以上のような基本的な認識に基づき、日本医師会は令和 2 年度事業計画として、各種会内委員会等からの提言の積極的活用と、日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化をはじめ、当面する 20 の重点課題について、地域に密着した医師会活動を基本に、その関連諸施策の推進を図る。

あわせて、日本医師会治験促進センター、女性医師支援センター並びに電子認証センターの運営についてもさらなる充実を図り、『日本医師会綱領』の精神を遵奉しながら、わが国の医学・医療の進歩並びに医療提供体制の拡充に尽力していく。

○ 重点課題一覧

1. 医療政策の提言と実行
2. 医の倫理・医療安全対策の推進
3. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実
4. 人生 100 年時代に向けた予防・健康づくりの推進
5. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進
6. 生涯教育の充実・推進
7. 日本医学会とのさらなる連携の強化
8. 医療分野における IT 化の推進
9. 広報活動の強化・充実
10. 国際活動の推進
11. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み
12. 医療関係職種等との連携及び資質の向上
13. 医業税制と医業経営基盤の確立
14. 日本医師会年金の運営強化と会員福祉施策の充実
15. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮
16. 大規模災害対策
17. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化
18. 日本医師会治験促進センターの運営
19. 日本医師会女性医師支援センターの運営
20. 日本医師会電子認証センターの運営

1. 医療政策の提言と実行

社会保障費は、医療、介護等を中心に今後も高齢化により増加することが見込まれる一方、財政を健全化しようとする立場から、社会保障費抑制策の検討が続く。少子化を主因とする人口減少、超高齢社会が進展していくなかで、国民皆保険を持続可能なものとしていくため、財政主導ではなく、われわれ医療側から過不足ない医療が提供できるよう、時代に即した施策を提言し、その実現に向けて取り組んでいく。

2. 医の倫理・医療安全対策の推進

『医の倫理綱領』、『医師の職業倫理指針（第3版）』を広く周知徹底し、より実践的な医の倫理の向上を図り、医師の自浄作用を活性化していく。

患者の安全確保と医療の質の向上を最優先課題として取り組むとともに、日本医療機能評価機構と共同で開催する「医療対話推進者養成セミナー」等を通じて、医療関係者と患者の相互理解、対話の促進に取り組む。

医療事故調査制度の円滑な運営に向けては、とりわけ医療事故調査等支援団体相互の連携を通じ、国民の信頼に応え得る体制を構築できるよう、都道府県医師会や郡市区等医師会、関連する学会・団体等とともに積極的な取り組みを進めていく。

3. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実

すべての国民への平等で良質なサービスの提供を目指し、地域における保健・医療・福祉の連携と、医師会が中心となった医療関係職種間の連携を推進し、かかりつけ医機能を中心に据えた、主に診療所や中小病院によって担われる地域医療のさらなる充実を目指す。とりわけ医師会共同利用施設を地域医療・地域保健の中核的役割を担う拠点にするとともに、地域医師会のリーダーシップの下、かかりつけ薬剤師のいる薬局との連携にも

取り組む。

医師の需給・偏在問題については、プロフェッショナル・オートノミーを基本として、地域特性に基づく医師確保対策の実施や多職種連携等により、その解消に努めていく。

地域医療構想については、地域の実情に十分に応じ、かつ医療需要の変化に対応した将来の医療提供体制の確立に向け、特に調整会議の議論の活性化を目指して、引き続き国に対し提言していく。有床診療所の意義や重要性を引き続き情報発信していくことで、安定的・継続的にその機能が果たせるよう努めていく。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、第7次医療計画の中間見直しや第8期介護保険事業（支援）計画、障害者・医療的ケア児等への対策を踏まえ、地域包括ケアシステムの仕組みのなかで、共生社会実現のため、機能分化された医療提供体制や地域連携が“まちづくり”に資するものになるよう、都道府県医師会及び郡市区等医師会との緊密な連携を通じて支援する。

これらの取り組みが、各地域においてそれぞれの実情に応じて推進されるよう、地域医療介護総合確保基金の確保・充実や柔軟な運用の実現に努める。

かかりつけ医機能を充実させるため、かかりつけ医機能研修制度の実施や研修会を開催する他、かかりつけ医のための適正処方の手引きを周知するなど、地域包括ケアの深化・推進への取り組みに努める。また、かかりつけ医機能を推進する観点からも、オンライン診療については、対面診療の補完であるとの原則を堅持し、その適切な実施に努める。

近年増加する訪日外国人旅行者に対する地域の医療提供体制や在留外国人に対する医療提供のあり方についても、国に提言していく。

社会保障制度の支え手となる労働者の健康管理を担う産業医の活動推進は重要であることから、全国の産業医部会等のネットワーク化を通じて、

労働現場の第一線で活動する産業医への支援体制の充実・強化を図る。

この他、関係団体や行政等との連携・協働をもって、以下に係る取り組み等を推進することで、かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実を目指す。

- ・ 公衆衛生の向上
- ・ 少子化対策への取り組み
- ・ 成育基本法に係る取り組み
- ・ 児童虐待防止対策に係る取り組み
- ・ 健診標準フォーマットの普及による保健情報の一元的管理等を通じた生涯保健事業の体系化に向けた取り組み
- ・ 適切な予防接種施策
- ・ 新興・再興感染症発生に備えた取り組み
- ・ 禁煙対策・受動喫煙防止対策
- ・ 健康スポーツ医活動（東京オリンピック・パラリンピックへの対応を含む）
- ・ 学童期前の保健と学校保健への取り組み（生涯保健としての健康教育を含む）
- ・ 薬務に係る取り組み
- ・ 環境問題に係る取り組み
- ・ 臨床検査精度管理調査
- ・ いわゆる健康食品等への安全対策（国民のヘルスリテラシーの向上を含む）
- ・ 医療機関等における廃棄物の適正処理対策（水銀廃棄物の回収促進を含む）
- ・ 病院団体と連携した医療機関におけるキャッシュレスのあり方の検討

4. 人生100年時代に向けた予防・健康づくりの推進

超高齢社会のあり方等を考えたとき、その基盤となるのは、国民が健康であることであり、疾病を抱えても自分らしく生活できることが重要である。

個々人に対して生涯を通じて全人的に関わる存在が、かかりつけ医である。地域、性別、経済状態等による健康格差も指摘されているなか、日本医師会がかかりつけ医の視点を踏まえた質の高い予防・健康づくりを推進するとともに、そのエビデンスの確立についても、あわせて取り組んでいく。

また、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期というライフサイクルに応じた「生涯保健事業」をよりの確に実施し、そのデータを一元的に管理できるよう、取り組みを進めていく。

さらに、健康スポーツ医の積極的活用、生活習慣病対策や健康経営の浸透など、国民の健康寿命を延伸する政策を実行していく。

5. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進

『日本医師会綱領』を基本理念に、真に国民に必要な保健・医療・福祉の実現を目指していくため、医療関連団体をはじめ様々な分野の団体とも連携を深めていく。

あわせて、医師会間の一層の連携強化と公益性の深化を図るための具体的方策の検討を進めるとともに、日本医師会及び都道府県医師会との会員情報の連携を一体的に進め、情報の一元化も含め、相互利用に向けた取り組みを推進する。

勤務医については、労働環境の改善を図るため、会内の関係委員会で検討を行う。また、勤務医の意見を広く汲み上げるとともに、医師会活動への積極的な参画を呼びかける。

女性医師については、日本医師会女性医師支援センターを中心に就業支

援策等を講じる他、男女共同参画の理念の下、会内委員会に女性医師を積極的に登用するなど、医師会活動への参画に向けて、引き続き取り組んでいく。

研修医については、会費無料化等を通じて、さらなる入会促進を図る。

医学生については、無料情報誌『ドクターゼ』の発行等を通じた支援を継続して行う。

以上のような取り組みの紹介をはじめ、日本医師会に入会する意義・必要性等をわかりやすくまとめた冊子『ドクターゼ 別冊』を広く配布するとともに、勤務医、女性医師、研修医、医学生それぞれのニーズに応える取り組みをより一層推進していくことで、さらなる組織強化を目指していく。

6. 生涯教育の充実・推進

日本医師会生涯教育制度については、会員・非会員を問わず、多くの医師が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう広く周知し、制度のさらなる定着を図る。また、『日本医師会雑誌』に掲載している生涯教育「問題解答」や eラーニングの充実など、引き続き履修環境の整備に努めるとともに、全国医師会研修管理システムのより一層の活用を促進する。

「指導医のための教育ワークショップ」については、引き続き日本医師会主催で実施するとともに、都道府県医師会が開催するものについても支援を行っていく。

新たな専門医の仕組みについては、プロフェッショナル・オートノミーに基づき、引き続き医学界・医療界が協調して、医師の地域偏在等を助長することがないように、地域医療への影響を配慮しながら適切な運営を目指す。また、日本専門医機構に対しては、適切・円滑な運営に向けて、積極的な支援を行う。加えて、生涯教育と専門研修との単位の互換性促進についても検討する。

電子書籍サービス「日医 Lib」については、『日本医師会雑誌』をはじめ、都道府県医師会発行物を順次掲載するなど、コンテンツの充実に努めていくとともに、今後、より多くの会員に利用されるよう積極的な広報に努める。

7. 日本医学会とのさらなる連携の強化

日本医師会と日本医学会が相携え、わが国の医学・医術のさらなる発展に貢献するとともに、安心・安全で良質な医療の確保と推進を目指す。

また、日本医学会が主催するシンポジウム、公開フォーラム並びに 2023 年度開催の第 31 回日本医学会総会 2023 等に対して、積極的な支援を行う。

さらに、社会性の高い問題にあたっては、緊密な連携の下に適正な対応を図るとともに、日本医学会を通じ各学会員に医師会活動の啓発を行うことで、相互連携の強化を図る。

8. 医療分野における IT 化の推進

医療分野における IT 化に関しては、令和 3 年に医療保険のオンライン資格確認の導入を目指すことが示されている中で、そのインフラの活用も視野に、全国規模の「医療等分野専用ネットワーク」（厚生労働省が提唱する「全国保健医療情報ネットワーク」）の構築に向け、真に国民の医療にとって有益な IT 化を進展するべく具体的な提言を行う。あわせて、医療情報の流通時のデータ標準化など、適切な対策を講じていくとともに、新技術も含め IT 化によるメリットや注意すべき点に関しても十分な検討を進めていく。

加えて、国民・患者のプライバシーをしっかりと守りつつ、ネットワーク上での医療情報を高いセキュリティを確保した上で、医療連携や医学研究のために適切に活用し、医療の質の向上等、わが国の医療体制をより高

い水準に押し上げる。

また、国が進める健康寿命延伸に向けたデータヘルス改革においても、積極的に関与を行い、医療界全体で適切な方向に進めていく。

一方、医療機関単位のセキュリティの確保に資するべく、国の重要インフラである医療分野のセプターの事務局として、サイバーセキュリティに関する情報の共有を構成団体とともに進めていく。

9. 広報活動の強化・充実

日本医師会の主張や見解を国民に浸透させていくため、引き続き定例記者会見を実施するとともに、その内容を『日医ニュース』、「日医君だより」、「ホームページ上での映像配信」を通じて広く伝えるだけでなく、テーマによっては全国紙を使った意見広告なども活用していく。

また、「日本医師会 赤ひげ大賞」、「生命（いのち）を見つめるフォト&エッセイ」等の顕彰事業についても引き続き実施し、国民と医療関係者のより良い信頼関係の構築を目指していく。

さらに、「かかりつけ医をもつことの推奨」、「日本医師会の組織強化に向けた広報の充実」等について、引き続き重点的に取り組むとともに、会員医療機関が待合室などでご活用いただけるような動画データの提供にも努めていく。

10. 国際活動の推進

グローバル・ヘルスを国際活動の主軸として推進するために、国際機関や各国医師会との連携を深める。

アジア大洋州医師会連合（CMAAO）では、その事務局として各国間の情報交換を活発にし、組織のさらなる活性化を支援していく。この地域のプラットフォームから、世界医師会（WMA）に対し、積極的な提言を行っていく。

WMA では、理事国としてその存在意義を高め、より大きな成果がもたらされるよう、引き続き活動を積極的に支援していく。

国際保健検討委員会においては、WMA の活動を中心とした国際貢献と地域医療の連携について検討し、WMA 及び CMAAO と連動した活動をより一層強化していく。

次世代につながる国際保健の人材育成に貢献しているハーバード大学 T.H.Chan 公衆衛生大学院武見国際保健プログラムについては、日本人研究者の応募、選考などを含めて日本医師会が主導的運営を行い、同大学院との協力関係を維持していく。

日本医師会が日本医学会との協力により発行している英文医学総合ジャーナル『JMA Journal』については、引き続き国内外への周知に努めるとともに、内容のさらなる充実を目指す。

その他、日本医師会英文ホームページを通じて、日本医師会の国内外の活動を紹介していくとともに、在外日本人医師向け支援サービス『日本医師会ワールドメンバーズネットワーク（JMA-WMN）』を介して、在外日本人医師の活動支援等にも努める。

11. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み

国民が住み慣れた地域において、質の高い医療・介護を受けられるよう、地域包括ケアシステムを構築し、かかりつけ医を中心とした地域における必要な医療・介護連携を確保するために、関係各部署間の連携を密にし、国民の多種多様なニーズに応えていく。

特に、地域包括ケアシステムの構築に向けては、住民を主体として、地域医師会が行政や多職種と連携・協働して取り組むことが必要不可欠である。そのため、市町村が実施する地域支援事業における、地域リハビリテーション活動支援事業等の一般介護予防事業や在宅医療・介護連携推進事業といった施策等に、都道府県及び郡市区医師会が積極的に関わることを

支援する。

昨年 10 月に実施された消費税率 10%への引き上げに伴う診療報酬改定は平成 26 年度改定と同様に、基本診療料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする対応を行った。引き上げ後の補てん状況については、必要なデータが揃い次第速やかに、且つ、継続的に検証することとなっており、確実に実行されるよう働きかける。

令和 2 年度診療報酬改定にあたっては、国民にとってよりよい体系となるよう対応していく。

次期介護保険制度改正に向け、2025 年、2040 年を見据えた介護予防・健康づくりの推進、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制、介護人材確保、認知症への対応等を検討するとともに、令和 3 年度に予定されている介護報酬改定への対応を行う。

指導、監査、施設基準の適時調査の運用の見直しについては、引き続き厚生労働省当局と協議を行い、改善を図っていく。審査支払機関の問題についても現場で混乱が起きないように引き続き働きかけを行っていく。

12. 医療関係職種等との連携及び資質の向上

医師の働き方改革を進めるための他への職種へのタスクシフト／シェアについては、医療安全の確保を第一に実施していく。チーム医療についても、引き続き医師によるメディカルコントロールの下でのチーム医療を推進していく。

看護職員の確保・養成については、一義的に国の責任であることを基本とし、地域に密着した医療の推進や地域包括ケアシステムの構築・発展に向けた人材養成のため、とりわけ地域医療介護総合確保基金における看護師等養成所運営費補助金や実習施設の確保、各種規制の柔軟な運用を引き続き求めていく。特に、2022 年度から始まる新カリキュラムについては、各養成所が円滑に準備を進められるよう、適宜国と協議を行い、情報提供

に努める。また、准看護師養成制度を引き続き堅持し、准看護師・看護師等学校養成所に対する支援や、准看護師の生涯教育を推進する。

昨年、四病院団体協議会とともに設立した一般財団法人日本准看護師推進センターについては、2020年度の准看護師試験事務の実施に向けて一層の支援を行う。

医療機関における業務を担える薬剤師の雇用推進については、適切な財源の確保・配分を国に働きかけていく。

病院や診療所の医師の事務負担を軽減し、医師が本来の専門的、社会的活動に専念できるよう、日本医師会の認定機関における医療秘書養成を拡充し、基礎的な医学知識や秘書技能を備え、最新の情報処理・管理に精通した人材を養成していく。

13. 医業税制と医業経営基盤の確立

医療機関の経営の安定・充実に向けて、医業経営に関わる税制の他、地域医療確保に資する税制などについて検討を進める。控除対象外消費税問題については、今後の増税に向けてあらゆる選択肢を排除せず検討を行う。あわせて、中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において、診療報酬への消費税分上乗せの精緻化及び検証等がしっかりと行われるよう注視する。また、事業税非課税措置・四段階制等の存続と事業承継税制の改善を引き続き存続を要望する。

税制要望については、今後とも都道府県医師会、郡市区等医師会との協力により、関係各方面に積極的に働きかけを行っていく。

14. 日本医師会年金の運営強化と会員福祉施策の充実

医師年金については、加入者・受給者の事務処理の一層の円滑化を心掛け、業務体制及びシステム対応の充実に努めていく。

また、年金資産の運用については、運用機関の見直しを行ない、新たな

運用体制を確立して、より安定的・効率的な運用の実現を図る。

普及推進面では、新規加入者年間 1,000 名を目指して取り組みを継続し、より多くの新規加入者獲得を目的とした、医師年金のホームページの改定作業を進める。あわせて、より効果的なダイレクトメール等のマーケティング手法を検討し、実践する。

会員（家族・従業員も含む）が全国のホテルに特別割引価格で宿泊できるサービスシステムについては、提携ホテルの拡充及び利用条件の向上の両面で、さらなる利便性の向上を図る。

15. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮

本事業による医療事故紛争の適切な解決を通じ、医師と患者の信頼関係の構築に資するとともに、会員相互の連帯に基づく都道府県医師会との緊密な連携により、医療提供基盤の安定化を図る。

また、医師会のさらなる組織強化に向けた取り組みと、今日の高額賠償化の現状や管理者責任への備えに対し、日医医賠責特約保険の加入者の増加に努め、健全な制度運営と拡充を図る。

さらに、医賠責保険制度における「指導・改善委員会」を通じた医師会内の自浄作用活性化を目指し、医療事故・紛争低減に向けた取り組みを推進していく。

16. 大規模災害対策

被災地域の復興にあたっては、“まちづくり”の中心に医療提供体制を据えることが重要であり、引き続き必要な提言を政府並びに関係各方面に行っていく。

日本医師会は、災害対策基本法上の指定公共機関の指定及び被災者健康支援連絡協議会の代表の立場で横倉会長が中央防災会議委員の任命を受け

ている。これらの責務を果たすため、東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の経験を踏まえ、南海トラフ地震、首都直下型地震等、今後起こり得る大災害を見据えた災害医療対策として、**JMAT**（日本医師会災害医療チーム）活動の充実、各種研修の実施を通じた全体的な質の向上、関係機関等との連携、災害医療コーディネート機能の確立、防災訓練（災害時情報共有）の実施などの取り組みを行う。

また、国の防災行政における医療の位置付け強化を働きかけるとともに、国土強靱化（ナショナルレジリエンス）の一環として、地域の医療機関の耐震化促進や関係法令上の警戒区域に立地する医療機関への支援、要配慮者対策を中心とした地域の医療・介護・福祉の連携に努める。

さらに、大規模災害により、一度に多数の犠牲者が発生した場合の身元確認及び死体検案について、各都道府県医師会に設置された警察活動に協力する医師の部会等を核とした、全国的な医師の派遣体制を確立する。あわせて、死因究明等推進基本法の施行等も踏まえ、警察庁をはじめとする関係機関、団体、学会等と日本医師会との間での職種横断的な連携体制の強化、発災時の初動体制の構築等に万全を期す。

この他、訪日外国人の急増に加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、都道府県医師会及び郡市区等医師会との連携の下、外国人患者の医療体制の適切な構築・運用に関わっていくとともに、**CBRNE** テロ災害や集団災害に関する研修を含め、救急・災害をはじめとする対策を進める。

17. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化

国民に選択されるエビデンスに基づいた医療政策の企画・立案に努め、社会保障制度論、国民医療費動向などの中長期的な課題とあわせ、地域医療提供体制、災害やテロ対応における医療支援のあり方の他、短期的な政策課題に対応するための調査・研究体制を一層充実強化させた運営を行う。

情報技術の進展にともない、国民の医療・健康情報がビッグデータとして蓄積されつつある。日医総研では、こうしたデータを活用して医療の向上に役立つ研究等を行う。

また、研究の更なるレベルアップを行うとともに、情報発信を幅広く展開していく。

医師主導による医療機器の開発・事業化支援事業、かかりつけ医糖尿病データベース研究事業（J-DOME）については、継続して行う。

18. 日本医師会治験促進センターの運営

国内で未承認あるいは適応外使用されている医薬品等を国民に提供するために、研究者が実施する医薬品等の開発を総合的に支援し、科学的な証拠に基づく質の高い医療の提供に貢献する。

また、わが国の治験・臨床研究を円滑に進めるため、国民への普及開発活動および治験・臨床研究における患者・市民参画の推進にも努める。

さらに、今後、臨床研究へ参画する医師の教育研修や治験等の実施を目指している地域医師会に対し、治験促進センターが得たノウハウ等を提供するとともに、臨床研究の審査及び効率的な治験等の実施体制整備に向けた支援を行う。

19. 日本医師会女性医師支援センターの運営

中核事業である女性医師バンクを広く周知し、さらなる活性化を図るとともに、都道府県医師会、大学医学部、各医学会等との協力体制の強化により、復職や就業継続の支援に注力する。加えて、女性医師バンクの機能拡充についても検討を進める。また、男女共同参画の理念の下、女性医師の勤務環境の整備やワークライフバランス等に関する各種講習会での啓発活動を通じて、女性医師のキャリア支援、女性医師の意思決定の場への参画推進にも取り組んでいく。

20. 日本医師会電子認証センターの運営

医師資格証普及推進プロジェクトの決定に基づく各種パイロット事業での成果を踏まえ、申請者や利用者の利便性の向上に努めるべく、医師資格証の申請者の負担軽減や利用シーンの拡大に努める。とりわけ、医師資格証を用いた出欠管理システムのより一層の普及・促進に向けて、都道府県医師会で主催する生涯教育制度に関する研修会での利用や関係学会への導入を働きかける。

また、医師資格証を活用できる IT 環境を拡大整備するなかで、医師資格証ユーザー専用ポータルサイトの内容の充実など、医師資格証利用者に様々なサービスの提供に努める。

さらに、各地の IT を利用した地域医療連携システムにも医師資格証の利用を働きかける。そのため、Windows 以外の OS やインターネットエクスプローラー以外のブラウザへの対応などを検討して、実現に向けて取り組む。

この他、会員情報室との一体化を踏まえ、日本医師会及び都道府県医師会の会員情報のより一層の連携を図り、医師資格証が医師会の組織強化の一助となるよう、事業展開していく。